

鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量等業務を鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）第15条第2項で規定する制限付一般競争及び一般競争入札（以下「制限付一般競争入札等」という。）以外の入札方式である指名競争入札又は随意契約を行う場合に、入札又は見積に参加する者の選定について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）及び入札規則で規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、入札規則で使用する用語の例による。

(指名業者の選定)

第3条 発注機関は、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（以下「制限付要綱」という）第3条1項で規定する選定区分の表の左欄に掲げる測量等業務の業種区分（以下「業種」という。）ごとに同表の右欄に定める入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）の中から、当該業種に応じて過去の実績等を勘案して業務ごとに、指名業者を選定する。ただし、建築関係建設コンサルタント業務にあつては、別表第1に定める採点基準により、当該測量等業務の履行に関する指名業者の適格性を採点し、その合計点数の高い順に上位10者を指名業者として選定する。

2 複数の業種からなる測量等業務（以下「複合業務」という。）については、委託対象設計金額に占める当該業種の金額（以下「委託対象設計金額相当額」という。）が最も大きい業種を発注業種とするものとする。ただし、制限付要綱第3条2項の表の左欄に掲げる業種についてはそれぞれ同表の右欄に定める業種を発注業種とする。

3 発注機関は、次の各号のいずれかに該当するとして資格審査委員会（鳥取県建設工事等資格審査委員会運営要領（平成22年3月30日付第200900207123号県土整備部長通知）に基づき発注機関が設置するものをいう。以下「委員会」という。）の承認を得た測量等業務については、前2項に定める方法によらず、指名業者の選定を行うことができる。

- (1) 災害復旧や、適期施工等のため速やかに発注する必要があると知事が認めた測量等業務
- (2) 業務の内容等からみて特別の理由があると知事が認めた測量等業務
- (3) 前2項に定める方法によると指名業者の選定が特定の者に偏るおそれがあるとき
- (4) 優良な中小業者を積極的に指名する必要があるとき
- (5) 県外に本店を有する者（準県内業者を除く。）を指名する場合で、前2項の採点により選定することが出来ないとき

(不指名)

第4条 発注機関は、入札規則第35条の規定に基づき、測量等業務の入札参加制限者を指名業者に選定してはならない。ただし、同条の規定に基づく入札参加制限が行なわれるまでの間は、当該入札制限の対象となる者を指名業者に選定することができる。

2 次に掲げる者は、その状況が改善されるまでの間、指名業者に選定しないことができる。

- (1) 県から受託した測量等業務の処理が遅れている者
- (2) 経営内容が著しく不健全であると認められる者
- (3) 業務処理の体制、方法等について全般的な改善が必要と認められる者

3 有資格者の中に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者があるときは、有資格者と他の有資格者のうち1者を超えて選定してはならない。なお、別表第1に定める採点基準に基づき指名業者を選定する場合で、有資格者の中に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者があるときは、当該指名業者のうち、採点した合計点数の最も高い者以外の者は選定しない。

- (1) 有資格者の社長、取締役等が当該測量等業務の他の有資格者の議決権（会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権をいう。以下同じ。）を保有しているとき。
- (2) 有資格者の社長、取締役等と他の有資格者の社長、取締役等が同一の会社の議決権を保有しているとき。

- (3) 有資格者の取締役（会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下この項において同じ。）が当該測量等業務の他の有資格者の取締役を兼ねているとき。
- (4) 有資格者の取締役と当該測量等業務の他の有資格者の取締役が同一の会社の取締役を兼ねているとき。
- (5) 前各号に掲げる場合に準ずる場合で発注機関が認めるものに該当するとき。

（指名審査等）

第5条 指名業者の選定に当たり、当該測量等業務を所管する課長は、当該選定の案を委員会に付議し、その承認を得て指名業者を選定する。

（指名通知等）

第6条 発注機関は、指名業者に選定された有資格者に対し、その旨、入札の日時その他入札に参加するのに必要な事項を通知する。

- 2 指名業者名及び選定理由については、落札決定後に発注機関の掲示板又は入札情報HPに掲示するものとする。
- 3 指名業者に選定されなかった有資格者は、発注機関に対して書面によりその理由の説明を求めることができる。
- 4 発注機関は、前項の規定により有資格者から説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により当該有資格者に回答するものとする。

（随意契約に係る見積書を提出する者の選定）

第7条 第2条から第6条までの規定は、県が発注する測量等業務の随意契約に係る見積書を提出する者の選定について準用する。

ただし、見積書を提出する者の数については鳥取県会計規則に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行し、同年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成20年10月21日から施行し、同年11月4日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成22年7月5日から施行し、同日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成27年6月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成27年8月10日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成28年5月10日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。

別表第1（第3条関係）

審査項目の採点基準

建築関係建設コンサルタント業務

（1）建築設計業務

配点の要素	指名業者の配点					
事務所の位置	当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。		当該業務を実施する地域に従たる事務所がある又は隣接する地域に主たる事務所がある。		左記のいずれにも該当しない。	
	30点		15点		5点	
指名回数	$10点 \times \left[1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{過去3年間の平均指名回数}} \right]$					
受注額	$40点 \times \left[1 - \frac{\text{本年度の受注額}}{\text{過去3年間の平均受注額}} \right]$					
技術者数 （一級建築士）	6人以上	5人	4人	3人	2人	1人
	32点	30点	24点	18点	12点	6点
技術者数 （二級建築士）	3人以上		2人		1人	
	6点		4点		2点	
技術者数 （積算資格者）	取得者有り			取得者なし		
	2点			0点		
技術者数 （建築設備士）	取得者有り			取得者なし		
	2点			0点		
CPDデータ 登録者数	3人以上		2～1人		登録者なし	
	2点		1点		0点	
ISO取得	ISO取得済		鳥取県版環境管理システム規格（I種）登録		未取得・未登録	
	3点		1点		0点	
資格停止等	なし	2週間以下	2週間超～ 1月以下	1月超～ 2月以下	2月超～ 3月以下	3月超
	0点	-1点	-2点	-3点	-4点	-5点

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 2 「指名回数」及び「受注額」は、建築関係建設コンサルタント業務の委託に係るものに限るものとする。
 3 「過去3年間」とは、採点を行う年度（以下「本年度」という。）の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 4 「過去3年間の平均指名回数」が3回未満の場合は3回として計算し、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
 5 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている建築関係建設コンサルタント業務における受注額は、各年度の年割額をそれぞれ計上する。
 6 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 7 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 8 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第2007001919155号鳥取県県土整備部長通知、以下「資格停止要綱」という。）に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間（以下「資格停止期間」という。）に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
 9 「技術者数」の人数は、重複計上を認めない。

（2）設備設計業務

設備設計事務所は、全県でも少数であること及び中部地域には事務所がないことから、当面、業務ごとに、技術者数、過去の実績等を勘案して指名業者を選定する。

(3) 建築監理業務

配点の要素	指名業者の配点					
	事務所の位置	当該業務を実施する地域に主たる事務所がある。	当該業務を実施する地域に従たる事務所がある又は隣接する地域に主たる事務所がある。	左記のいずれにも該当しない。		
	30点	15点	5点			
指名回数	$10点 \times \left[1 - \frac{\text{本年度の指名回数}}{\text{過去3年間の平均指名回数}} \right]$					
受注回数	$40点 \times \left[1 - \frac{\text{本年度の受注回数}}{\text{過去3年間の平均受注回数}} \right]$					
技術者数 (一級建築士)	6人以上	5人	4人	3人	2人	1人
	32点	30点	24点	18点	12点	6点
技術者数 (二級建築士)	3人以上		2人		1人	
	6点		4点		2点	
技術者数 (積算資格者)	取得者有り			取得者なし		
	2点			0点		
技術者数 (建築設備士)	取得者有り			取得者なし		
	2点			0点		
CPDデータ 登録者数	3人以上		2~1人		登録者なし	
	2点		1点		0点	
ISO取得	ISO取得済		鳥取県版環境管理システム規格 (I種) 登録		未取得・未登録	
	3点		1点		0点	
資格停止等	なし	2週間以下	2週間超~ 1月以下	1月超~ 2月以下	2月超~ 3月以下	3月超
	0点	-1点	-2点	-3点	-4点	-5点

- 注) 1 「当該業務を実施する地域」は、東部、中部又は西部を単位とする。
 2 「指名回数」及び「受注額」は、建築監理業務の委託に係るものに限るものとする。
 3 「過去3年間」とは、採点を行う年度（以下「本年度」という。）の3年度前の年度から本年度の前年度までの間をいう。
 4 「過去3年間の平均指名回数」は当面2回とし、その配点が-15点以下となる場合は、-15点とする。
 5 「受注額」は、落札金額とする。ただし、年割額が設定されている建築監理業務における受注額は、各年度の年割額をそれぞれ計上する。
 6 「過去3年間の平均受注回数」は、当面1回とする。
 7 「過去3年間の平均受注額」が50万円に満たない場合は、50万円として計算する。
 8 「受注額」の配点が0点以下となる場合は、0点とする。
 9 「資格停止等」とは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第2007001919155号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）に定める資格停止等をいい、資格停止要綱の規定による入札参加資格停止期間（以下「資格停止期間」という。）に応じ資格停止期間の2倍の期間において減点する。
 10 「技術者数」の人数は、重複計上を認めない